

令和3年第4回奥州市議会定例会付議事件

(令和3年11月26日)

- 議案第1号 奥州市一般職の職員の給与に関する条例及び奥州市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第2号 奥州市手数料条例の一部改正について
- 議案第3号 奥州市立保育所条例の一部改正について
- 議案第4号 奥州市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第5号 奥州市特別用途地区建築条例の一部改正について
- 議案第6号 奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第7号 稲瀬はつらつ交流館条例の廃止について
- 議案第8号 奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について
- 議案第9号 水沢武道館及び水沢弓道場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第10号 前沢いきいきスポーツランドの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第11号 奥州市まちなか交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第12号 奥州市道の駅交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第13号 奥州市種山高原交流施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第14号 えさし藤原の郷等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第15号 奥州湖交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第16号 前沢勤労者研修センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第17号 まえさわ介護センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第18号 衣川歴史ふれあい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

- 議案第19号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 議案第20号 令和3年度奥州市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第21号 令和3年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 令和3年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 令和3年度奥州市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第26号 令和3年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）

議案第 1 号

奥州市一般職の職員の給与に関する条例及び奥州市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奥州市一般職の職員の給与に関する条例及び奥州市特別職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 11 月 26 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

岩手県職員の給与制度に準じ、本市の一般職及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市一般職の職員の給与に関する条例及び奥州市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奥州市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年奥州市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「前条第3項」を「前条第2項」に改め、同条第5項中「奥州市総合水沢病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年奥州市条例第310号)」を「奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成27年奥州市条例第5号)」に改める。

第9条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の115」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の115」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の115」を「100分の122.5」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(奥州市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奥州市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年奥州市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の115」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 奥州市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の115」を「100分の122.5」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第1条中奥州市一般職の職員の給与に関する条例第5条及び第9条第1項の改正規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和4年4月1日から施行する。

議案第2号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律による住宅の品質確保等に関する法律の一部改正により、長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化が図られたことに伴い、当該認定の申請の際に住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書を添付した場合の手数料の額について規定するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例
 奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する

別表第1の17の項中「第31条の2第2項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に改め、同表18の2の項及び18の3の項を次のように改める。

<p>18の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合においては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の場合（新築に係るものに限る。） 4万8,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下この項において同じ。）である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この項において同じ。）若しくは住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）又はこれらの写しを添付した場合（以下この項において「確認書又は住宅性能評価書を添付した場合」という。）にあつては、7,000円）</p> <p>イ 一戸建ての住宅の場合（新築に係るものを除く。） 7万2,000円（</p>
--	---------------------------	---

		<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しを添付した場合（以下この項において「確認書を添付した場合」という。）にあっては、1万円）</p> <p>ウ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいい、床面積の合計が500平方メートル以内のものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の場合（新築に係るものに限る。） 11万2,000円（確認書又は住宅性能評価書を添付した場合にあっては、1万3,000円）</p> <p>エ 共同住宅等の場合（新築に係るものを除く。） 16万8,000円（確認書を添付した場合にあっては、1万9,000円）</p> <p>(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 6の項に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額</p>
<p>18の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第5項までの規定に基づ</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合においては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次</p>

<p>く認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p>		<p>に定める額</p> <p>ア 一戸建て住宅の場合（新築に係るものとして長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定（以下この項において「認定」という。）を受けたものに限る。）</p> <p>前項(1)アに定める額</p> <p>イ 一戸建て住宅の場合（新築に係るものとして認定を受けたものを除く。）</p> <p>前項(1)イに定める額</p> <p>ウ 共同住宅等の場合（当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）が500平方メートル以内のもので新築に係るものとして認定を受けたものに限る。）</p> <p>前項(1)ウに定める額</p> <p>エ 共同住宅等の場合（当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）が500平方メートル以内のものに限り、新築に係るものとして認定を受けたものを除く。）</p> <p>前項(1)エに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 6の項に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額</p>
---	--	---

別表第4の16の項事務の欄中「高圧ガス保安法」の次に「（昭和26年法律第204号）」を加え、同項金額の欄中「（昭和26年法律第204号）」を削り、同表20の項中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の次に「（昭和42年法律第149号）」を加え、同表22の項中「（昭和42年法律第149号）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第1の17の項の改正規定及び別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第3号

奥州市立保育所条例の一部改正について

奥州市立保育所条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

江刺東地区において適正な規模での保育を提供するに当たり、奥州市立梁川保育所及び奥州市立広瀬保育所を奥州市立玉里保育所に統合し、閉所するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市立保育所条例の一部を改正する条例

奥州市立保育所条例（平成18年奥州市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立梁川保育所の項及び奥州市立広瀬保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第4号

奥州市国民健康保険条例の一部改正について

奥州市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

産科医療補償制度の見直しに伴う健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の額が改められることから、同令の額を参考としている市の出産育児一時金についてもその額を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険条例（平成18年奥州市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第5号

奥州市特別用途地区建築条例の一部改正について

奥州市特別用途地区建築条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正に伴い、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物に係る建築の制限について規定するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

奥州市特別用途地区建築条例（平成18年奥州市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第6条中「若しくは観覧場」を「、観覧場若しくはナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」に改め、「類する用途」の次に「で政令で定めるもの」を加える。

第8条第1項各号列記以外の部分中「規定により第4条第1項、第5条又は第6条の規定」の次に「（以下「建築制限規定」という。）」を加え、「、第4条第1項、第5条又は第6条の規定」を「、建築制限規定」に改め、同項第1号中「第4条第1項、第5条又は第6条の規定」を「建築制限規定」に、「、法第3条第2項」を「、同項」に改め、同項第3号中「第4条第1項、第5条又は第6条の規定」を「建築制限規定」に改め、同項第5号中「第137条の17」を「第137条の18」に改め、同条第2項中「第4条第1項、第5条又は第6条の規定」を「建築制限規定の適用」に、「法第3条第3項第3号及び第4号」を「同条第3項第3号及び第4号」に、「第4条第1項、第5条又は第6条の規定」を「建築制限規定」に改める。

第9条中「第137条の18第3項」を「第137条の19第3項」に、「第137条の17」を「第137条の18」に改める。

第11条中「第4条第1項、第5条又は第6条の規定」を「建築制限規定」に改める。

別表右欄に掲げる事業を営む工場の項中「めっき」を「メッキ」に、「又はかま」を「又は窯」に、「せんたくソーダ」を「洗濯ソーダ」に、「若しくはかま」を「若しくは窯」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。

議案第6号

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、同令に従い、又は同令を参酌して定めることとされている事項について、同令に準じた内容とするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第62条」の次に「・第63条」を加え、「第63条・第64条」を「第64条・第65条」に改める。

第3条第1項中「以下」を「第62条を除き、以下」に、「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された環境」を「適切な環境」に改める。

第5条第2項から第4項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第64条を第65条とし、第63条を第64条とする。

第62条に見出しとして「（補則）」を付し、第3章中同条を第63条とし、同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該

書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前

項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

稲瀬はつらつ交流館条例の廃止について

稲瀬はつらつ交流館条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

高齢者が健康で心豊かに生活することができるよう高齢者相互の交流を促進し、もって地域の振興に資するために設置した稲瀬はつらつ交流館は、他の施設においてその機能が果たされており、今後の利用及び活用が見込まれないため、本件条例を廃止しようとするものである。

稲瀬はつらつ交流館条例を廃止する条例
稲瀬はつらつ交流館条例（平成18年奥州市条例第177号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

議案第8号

奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の
廃止について

奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のと
おり廃止するものとする。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

復興庁設置法等の一部を改正する法律による東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、固定資産税の課税の特例の対象となる区域が産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として政令で定めるものに限定され、本市が当該区域から除かれたことから、本件条例を廃止しようとするものである。

奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年奥州市条例第26号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「旧特区法」という。）第6条第1項に規定する認定復興推進計画（以下「旧認定復興推進計画」という。）に定められた旧特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域（以下「旧復興産業集積区域」という。）の区域内において、令和3年3月31日以前にこの条例による廃止前の奥州市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で旧特区法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は旧特区法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、当該旧認定復興推進計画に係る旧特区法第4条第9項の認定（旧特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）の日から令和3年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）に対する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

3 旧特区法第7条第1項に規定する認定地方公共団体の作成した旧認定復興推進計画に定められた旧復興産業集積区域の区域内において、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、旧特区法第2条第3項第2号イに掲げる事業（所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「旧震災特例法」という。）第10条第1項の表の第1号の第3欄に規定する事業に準ずるものとして同項の政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は旧特区法第2条第3項第2号ロに掲げる事業の用に供する施設若しくは設備（同号ロに掲げる事業にあつては、旧震災特例法第10条第1項の表の第1号の第4欄、第17条の2第1項の表の第1号の第4欄又は第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に規定する政令で定める要件を満たす建物の附属設備とし、やむを得ない事情により平成24年3月30日から令和3年3月31日までの間に新設し、又は増設して、これらの事業の用に供することができなかつたものとして東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第27号）

附則第2条で定めるものに限る。以下「旧特定機械装置等」という。)又は旧開発研究用資産(旧震災特例法第10条の5第1項に規定する開発研究の用に供される減価償却資産のうち同項に規定する産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの(やむを得ない事情により平成24年3月30日から令和3年3月31日までの間に、新設し、又は増設して、同項に規定する開発研究の用に供することができなかつたものとして同令附則第3条で定めるものに限る。)をいう。)を新設し、又は増設し、これを当該旧復興産業集積区域の区域内においてこれらの事業の用に供した者(事業を実施する個人事業者又は法人で旧特区法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は旧特区法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、当該旧認定復興推進計画に係る旧特区法第4条第9項の認定(旧特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。)の日から令和3年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。)について、当該旧特定機械装置等又は当該旧開発研究用資産である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。

- 4 前項に規定する者に対する固定資産税の課税免除については、第2項に規定する者の例による。

議案第9号

水沢武道館及び水沢弓道場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

水沢武道館及び水沢弓道場の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 水沢武道館
 - (2) 水沢弓道場
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢秋葉町24番地3
団 体 名 一般社団法人奥州市体育協会
代表者名 会長 長野 耕定
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

水沢武道館及び水沢弓道場の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第10号

前沢いきいきスポーツランドの指定管理者の指定に関し議決を求めること
について

前沢いきいきスポーツランドの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
前沢いきいきスポーツランド
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市前沢字阿部館27番地 1
団 体 名 特定非営利活動法人前沢いきいきスポーツクラブ
代表者名 理事長 及川 浩行
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

前沢いきいきスポーツランドの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第11号

奥州市まちなか交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市まちなか交流館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市まちなか交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢字大町103番地1
団 体 名 株式会社まちづくり奥州
代表者名 代表取締役 板屋 吉治
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市まちなか交流館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第12号

奥州市道の駅交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市道の駅交流館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市道の駅交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 東京都北区王子三丁目19番7号
団 体 名 株式会社サンアメニティ
代表者名 代表取締役 吉澤 幸夫
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市道の駅交流館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第13号

奥州市種山高原交流施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市種山高原交流施設の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市種山高原交流施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字小名丸86番地1
団 体 名 江刺開発振興株式会社
代表者名 代表取締役社長 小沢 昌記
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市種山高原交流施設の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第14号

えさし藤原の郷等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

えさし藤原の郷等の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) えさし藤原の郷
- (2) 江刺自然活用総合管理施設
- (3) えさし郷土文化館
- (4) えさし観光交流館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字小名丸86番地 1

団 体 名 江刺開発振興株式会社

代表者名 代表取締役社長 小沢 昌記

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

えさし藤原の郷等の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第15号

奥州湖交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州湖交流館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州湖交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県盛岡市安倍館町14番6号
団 体 名 一般社団法人いわて流域ネットワーク
代表者名 代表理事 内田 尚宏
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州湖交流館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第16号

前沢勤労者研修センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

前沢勤労者研修センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
前沢勤労者研修センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市前沢字七日町裏71番地
団 体 名 前沢商工会
代表者名 会長 菅原 繁夫
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

前沢勤労者研修センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第17号

まえさわ介護センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

まえさわ介護センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
まえさわ介護センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市前沢字塔ヶ崎7番地
団 体 名 社会福祉法人つつじ会
代表者名 理事長 関 笙子
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

まえさわ介護センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第18号

衣川歴史ふれあい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

衣川歴史ふれあい館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
衣川歴史ふれあい館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢西町1番1号
団 体 名 一般社団法人奥州市観光物産協会
代表者名 会長 菊池 達哉
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

衣川歴史ふれあい館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第19号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

令和4年3月31日を限りに岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり一部変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

令和4年3月31日を限りに陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議をしようとするものである。

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団	

別表第2中「陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合」を「矢櫃山造林一部事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

変 更 前		変 更 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
盛岡地区広域消防組合	陸前高田市及び大船渡市営林組合	盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	二戸地区広域行政事務組合	釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	岩手・玉山環境組合	岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	矢櫃山造林一部事務組合	宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡北部行政事務組合	岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合	一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	滝沢・雫石環境組合	大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合	大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合	奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合	北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	気仙広域連合	北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合	岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合	岩手中部水道企業団	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村（盛岡市を除く。）及び一部事務組合等（陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合、盛岡地区衛生処理組合、滝沢・雫石環境組合及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。）	1 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村（盛岡市を除く。）及び一部事務組合等（矢櫃山造林一部事務組合、盛岡地区衛生処理組合、滝沢・雫石環境組合及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。）
(略)		(略)	

議案第20号

令和3年度奥州市一般会計補正予算（第9号）

令和3年度奥州市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり定める。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第21号

令和3年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第22号

令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第23号

令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第24号

令和3年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）

令和3年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第25号

令和3年度奥州市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和3年度奥州市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第26号

令和3年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）

令和3年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和3年11月26日提出

奥州市長 小 沢 昌 記